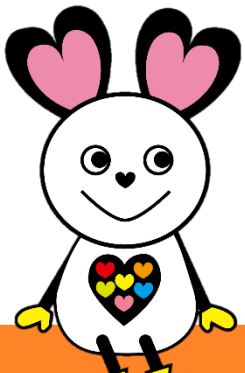


障害者虐待防止の現状について

栃木県保健福祉部 障害福祉課



とちぎナイスハート推進
マスコットキャラクター
「ナイチュウ」

平成12年

児童虐待の防止等に関する法律 施行

平成13年

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 施行

平成18年

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 施行

平成24年

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 施行

障害者虐待の類型

I 行為者による分類

養護者による虐待

身辺の世話や金銭管理等を行っている
家族、親族、同居人 等

障害者福祉施設従事者等
による虐待

障害者福祉施設又は障害福祉サービス事業等の従業者

使用者による虐待

障害者を雇用する事業主 等

障害者虐待の類型

II 内容による分類

身体的虐待

殴る、蹴る、つねる、平手打ちする
部屋に閉じ込める、縛りつける、無理やり食べさせる

性的虐待

性行為を強要する、裸にする、わいせつな映像を見せる
本人の前でわいせつな言葉を発する

心理的虐待

怒鳴る、悪口を言う、侮辱する言葉を浴びせる
仲間に入れない、意図的に無視する、子供扱いする

放棄・放置(ネグレクト)

食事や水分を十分に与えない、入浴させない
病気やけがをしても受診させない、虐待行為を放置する

経済的虐待

年金や賃金を渡さない、日常生活に必要な金銭を渡さない
本人の同意無しに財産・預貯金等を処分する

栃木県内で虐待と判断された事例の件数は？

令和6年度 栃木県における障害者虐待判断事例件数

養護者による虐待 15件

身体的虐待 11件 性的虐待 1件 心理的虐待 1件 放棄・放置 3件 経済的虐待 1件

障害者福祉施設従事者等による虐待 18件

身体的虐待 9件 性的虐待 3件 心理的虐待 10件 放棄・放置 1件 経済的虐待 0件

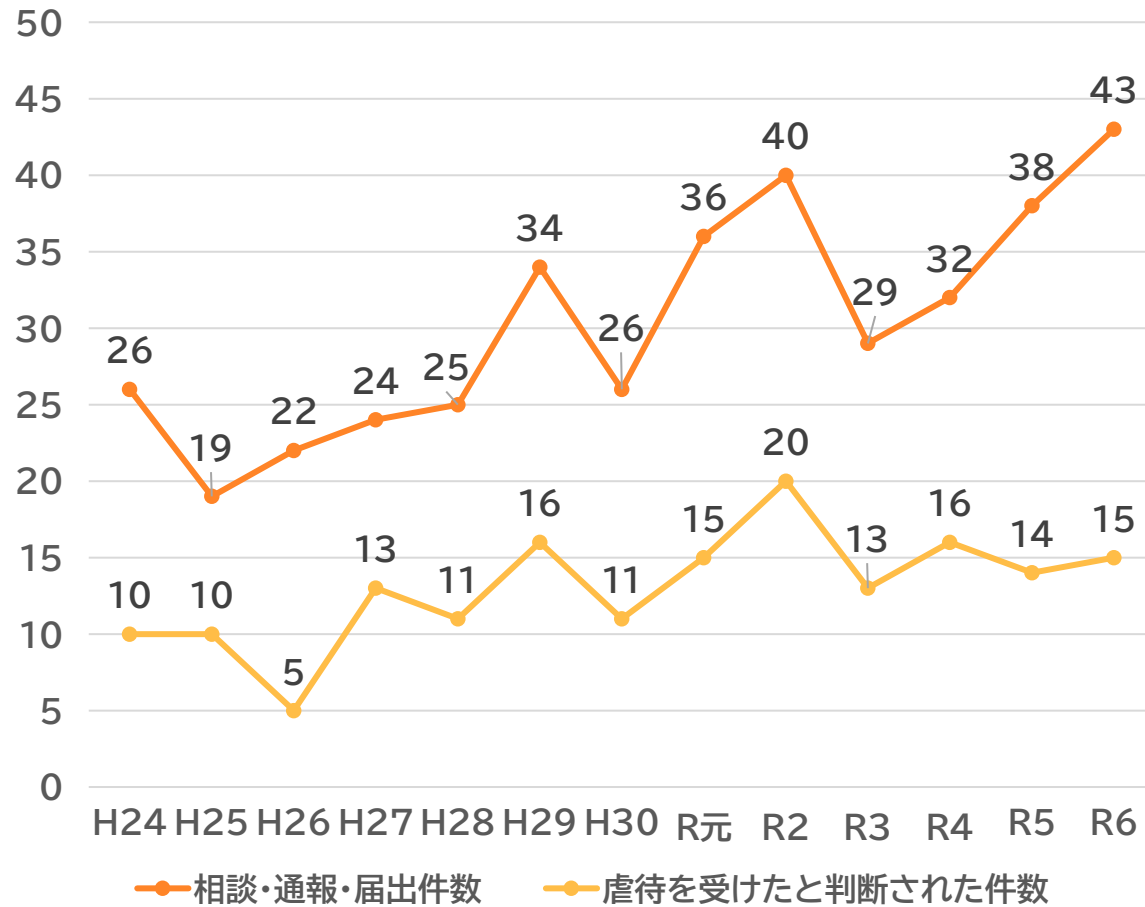
使用者による虐待 9件

身体的虐待 2件 性的虐待 0件 心理的虐待 3件 放棄・放置 0件 経済的虐待 6件

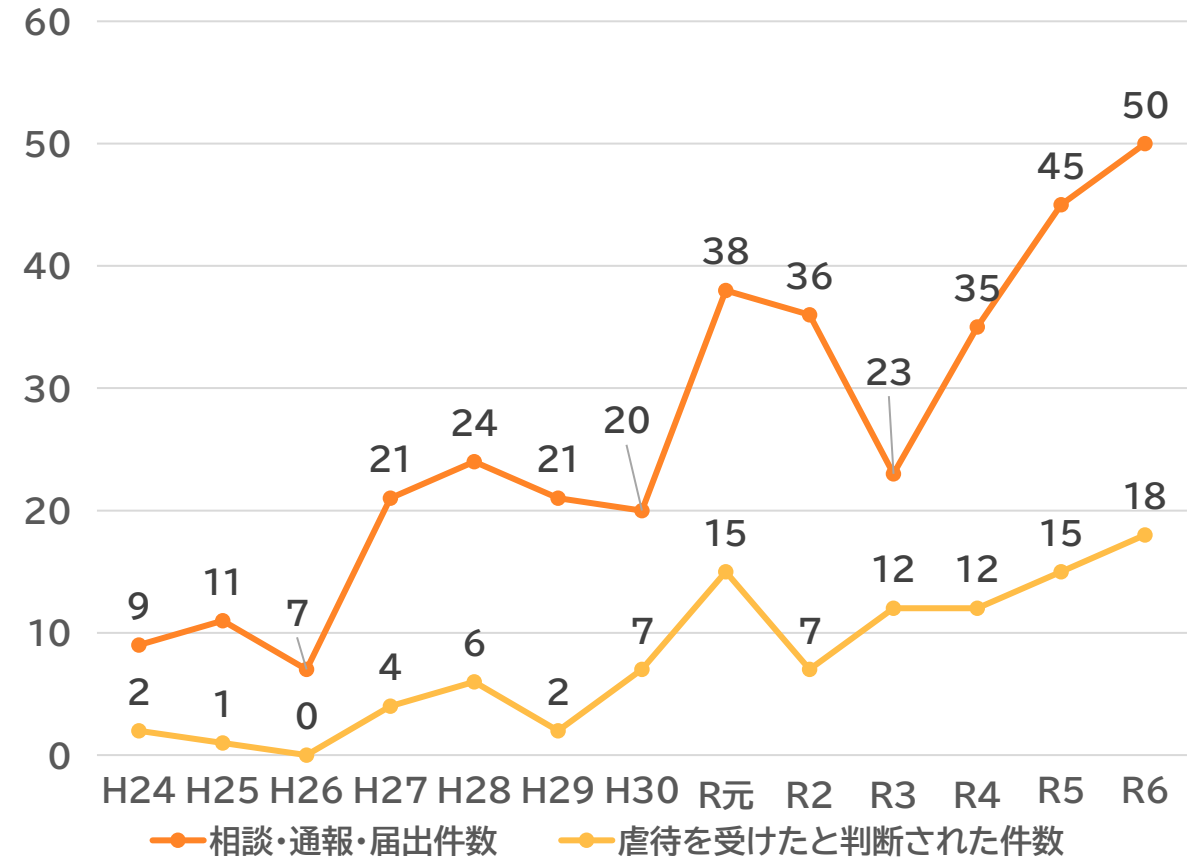
※1つの案件に対して、類型が重複している場合があります。

栃木県における障害者虐待件数の変遷

養護者



障害者福祉施設従事者等



※H24年度は、H24.10.1～H25.3.31までの半年間における集計

令和6年度 都道府県・市区町村における障害者虐待事例への対応状況等

	養護者による 障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による 障害者虐待
市区町村等への 相談・通報件数	11,656件 (9,972件)	5,870件 (5,618件)
市区町村等による 虐待判断件数	2,503件 (2,283件)	1,267件 (1,194件)
被虐待者数	2,518人 (2,285人)	2,010人 (2,356人)

※令和7年度厚生労働省の調査結果より

※()内は、令和6年度の調査結果

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因

○ 本県においては、特に「教育・知識・介護技術等に関する問題」の割合が高い

	全国		栃木県	
	件数	構成割合	件数	構成割合
教育・知識・介護技術等に関する問題	793	67.5%	15	83.3%
職員のストレスや感情コントロール問題	690	58.7%	8	44.4%
倫理観や理念の欠如	707	60.2%	7	38.8%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	289	24.6%	3	16.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	350	29.8%	2	11.1%

※施設従事者等による障害者虐待のうち、虐待者が特定できなかったものを除く。

事例で考える

虐待の内容・要因とその後の影響

事例1 マッサージと称して性的虐待を行った事例

県は31日、〇〇市の障害者就労支援施設で職員が体験利用者に性的虐待をしたとして、施設を運営する市内のNPO法人を新規利用者の受け入れ停止処分にした。(中略)

県によると、6月にNPO法人の役員を兼ねる男性職員が、体験利用者の女性の同意を得ずにマッサージと称して肩や背中をもみ、さらに床にうつぶせにしてふくらはぎをもんだとされる。女性の知人がその後、県に通報して発覚した。
(以下、省略)

(H27.8.1 東京新聞)

事例1 マッサージと称して性的虐待を行った事例

状況

- 虐待者は、被害者からの明確な同意がなかったにも関わらず、不適切な行為であるとの認識はなく、被害者が望まない身体的接触(マッサージ)を行っていた。
- 被害者が管理者に相談をしていたが、虐待者への指導や通報を行わなかった。結果として2回目の行為を招いてしまった。

- ・虐待者に虐待をしているとの自覚がなくても、また、被害者に虐待をされているとの自覚がなくても、外形的に虐待であると認められれば、虐待行為であると判断される。
- ・通報・相談は、利用者の被害を止めることにも繋がる。

虐待がエスカレートした結果・・・

- ・利用者に取り返しのつかない被害
- ・指定の効力停止や取消し等の重い行政処分
- ・行政処分の公表による社会的信用の失墜 等



虐待は事業運営にとっても大きなリスク

事例2 職員が利用者に暴言を浴びせながら暴行した事例

警察は、障害者施設に通っていた知的障害者に「殺す」「ばか」などの暴言を浴びせながら、胸ぐらをつかんで頭部を平手打ちするなどの暴行をした疑いで懲戒解雇された元施設職員を逮捕した。「被害者が作業をしようとしなかったのでやった」と容疑を認めている。(中略)

施設は、虐待に加わった他の職員を停職、施設長を降格処分とした。

虐待行為と刑法

障害者虐待が発生した場合、刑法上の責任を問われる可能性がある

虐待行為の種類	該当する刑法の例
① 身体的虐待	殺人罪、傷害罪、暴行罪、逮捕監禁罪
② 性的虐待	不同意わいせつ罪、不同意性交等罪
③ 心理的虐待	脅迫罪、強要罪、名誉毀損罪、侮辱罪
④ 放棄・放置 (ネグレクト)	保護責任者遺棄罪
⑤ 経済的虐待	窃盗罪、詐欺罪、恐喝罪、横領罪

事例3 行き過ぎた介護行為の事例

本人は、重度の身体・知的障害があり、施設にて支援を受けながら生活を送っている。障害により、自然排便が困難であり、服薬と浣腸による排便コントロールを行っている。本人を3名の職員で支援した際、排便を促すため、職員のうち1名が本人にまたがり、本人の腰部を強く押すなどの職員による行き過ぎた行為があったとして、施設から行政機関に報告があった。

(岡山県 障害者虐待事例集より)

事例4 入所者に対し咄嗟の行動で手を出してしまった事例

本人は、強度行動障害の判定を受けている。幼い頃から集団行動がとれず、粗暴などで、家庭での養育が困難となり、入所施設で生活を送っている。粗暴、異食などが続いたため、精神科と相談しながら対応中であつたが、施設での作業中に、ある支援員を叩いてしまう。驚いたその支援員は、再度叩きそうなそぶりを見せた本人より先に、咄嗟の行動で手を出してしまい、本人の顔を叩いてしまった。それを目撃した他の入所者から施設管理者へ相談があつた。

(岡山県 障害者虐待事例集より)

見て見ぬふり・気づかないふりが虐待を招く

あの支援のやり方で大丈夫かな？
心の中では思っている
見ていないふり・気づかないふりをした



本人も、最初は適切な支援の範囲内だったが徐々に慣れてしまい、無自覚に虐待に

- ・いつの間にか行為がエスカレートしてしまう
- ・みんなで隠さなければ、となってしまう

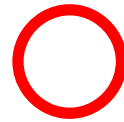
小さな芽のうちに
摘み取ることが大切！

互いに助言し合えるような
風通しの良い職場づくりを

「虐待はどこの施設でも起こりうる」という意識が大切です



「虐待は絶対にしてはいけない、起こるはずがない」という意識



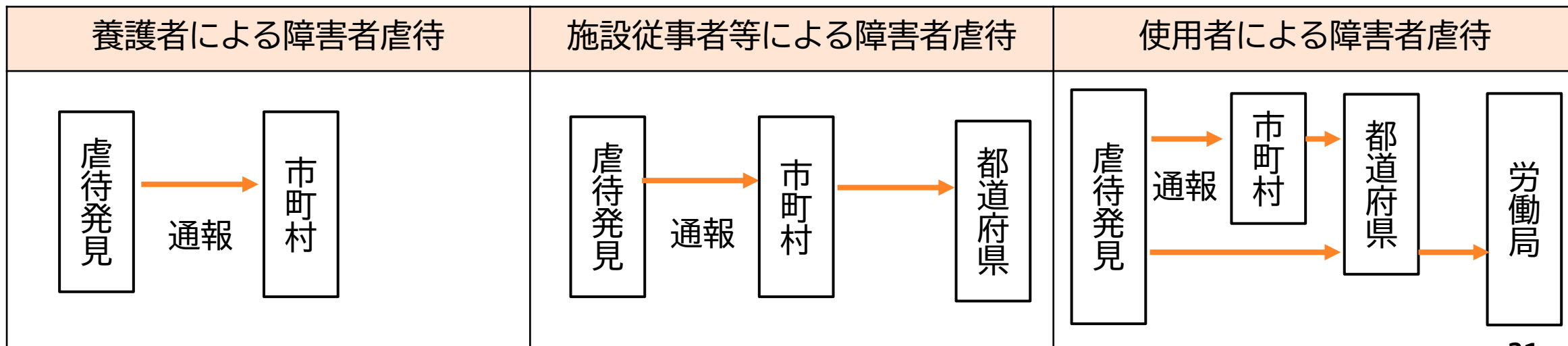
「いつ虐待の芽が生まれるか分からない」という意識

虐待や支援のミスそのものではなく、それらに気づけないことを恐れてください

障害者虐待防止法に定める義務等

生命又は身体に重大な危険が生じているかどうかに関わらず、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人には、通報する義務が発生しています。

！ 「疑い」の段階で、通報義務が発生しています！



通報・相談は、勇気がいるけれど・・・

通報で、救えるものがあります

- ・市町村が事実確認をし、虐待がストップする
- ・被害者の被害がストップする
- ・加害者・施設・法人の負う責任が明確になる

虐待かどうか、はっきりすることばかりではありません。
ただここで対処しないと、被害は更に拡大してしまいます。
利用者のためにも従業者のためにも、早めの対応(通報・相談)が重要です。

虐待通報・相談後の流れ

虐待を受けたと思われる障害者を発見した者

通報

虐待を受けた障害者

届出

市町村虐待防止センター



緊急性の判断(コアメンバー会議)



事実確認・訪問調査



虐待の有無の判断(ケース会議)



関係法令に基づく行使

市町村

都道府県障害者権利擁護センター



障害者総合支援法、社会福祉法等に基づく権限の行使

都道府県

障害者福祉施設従事者等には、一段高い意識が求められています

【障害者虐待防止法 第6条第2項】

障害者福祉施設、学校、医療機関、保健所その他障害者の福祉に業務上関係のある団体並びに障害者福祉施設従事者等、学校の教職員、医師、歯科医師、保健師、弁護士その他障害者の福祉に職務上関係のある者及び使用者は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めなければならない。

(参考)障害者虐待発見チェックリスト

身体的虐待	・ 身体に小さな傷が頻繁にみられる ・ 急におびえたり、こわがったりする ・ 手をあげると、頭をかばうような格好をする ・ 自分で頭をたたく、突然泣き出すことがよくある 等
性的虐待	・ 肛門や性器からの出血、傷がみられる ・ 周囲の人の体をさわるようになる ・ 卑猥な言葉を発するようになる ・ 人目を避けたがる、一人で部屋に居たがるようになる 等
心理的虐待	・ かきむしり、かみつきなど攻撃的な態度がみられる ・ 不規則な睡眠、夢にうなされる、眠る事への恐怖、過度の睡眠などがみられる ・ おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす ・ 自傷行為がみられる 等
放棄・放置 (ネグレクト)	・ 身体から異臭、汚れがひどい髪、爪が伸びて汚い、皮膚の潰瘍 ・ 部屋から異臭、極度に乱雑、ゴミを放置している ・ ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツ、濡れたままの下着 ・ 学校や職場に出てこない、支援者に会いたがらない、話したがらない 等
経済的虐待	・ 働いて賃金を得ているのに貧しい身なりでお金を使っている様子がない ・ 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない ・ サービスの利用料や生活費の支払いができない ・ 親が本人の年金を管理し遊興費等に使っているように思える 等

(参考)障害者虐待発見チェックリスト

「障害者福祉施設等における 障害者虐待の防止と対応の手引き(p.51-58)」に示されています。是非ご活用下さい。

A:体制整備チェックリスト(p.51-53)

代表者や管理職等が、障害者虐待防止に関する施設の体制について振り返るためのチェックリスト

B:職員セルフチェックリスト(p.54-55)

施設従事者等が、障害者虐待防止の観点から自らの支援を振り返るためのチェックリスト

C:早期発見チェックリスト(p.56-58)

施設従事者等が障害者虐待の発生に気づくためのチェックリスト

これらの着眼点は、単に虐待防止の観点のみならず、利用者の意向や状況の把握にも役立ち、サービスの質の向上にもつながります。(「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」より)

事業所での虐待防止の取組について

虐待防止のための取組

虐待防止委員会

委員長:管理者
委員:虐待防止マネジャー
看護師、事務長
利用者や家族の代表者
第三者委員 等



役割

- ①虐待防止のための計画づくり
(事業所の指針の作成、虐待防止研修の実施計画)
- ②虐待防止のチェックとモニタリング
(虐待が起こりやすい職場環境の確認や職員のストレスマネジメント等)
- ③虐待発生後の検証及び再発防止策の検討

各部署・事業所

虐待防止マネジャー

職員

職員

職員

各部署・事業所

虐待防止マネジャー (サービス管理責任者等を任命)

職員

職員

職員

役割

- ・各職員のチェックリストの実施
- ・倫理綱領等の浸透、研修の実施
- ・ヒヤリ・ハット事例の報告、分析等

身体拘束の廃止に向けて

必要な手続きを踏まず、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待

⇒ 身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取組

緊急やむを得ず身体拘束をするときの3要件

- ① **切迫性**
利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ② **非代替性**
身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③ **一時性**
身体拘束その他の行動制限が一時的であること

やむを得ず、身体拘束などの行動制限をする必要があったとしても、
その必要性を慎重に判断し、その範囲は最小限にしなければなりません。



対応方法が分からないために行動制限することに頼る



行動制限が日常化し、「切迫性」「非代替性」「一時性」のいずれも該当しなくなり、いつの間にか身体的虐待を続けている状態に陥る。

職員の行動障害に対する知識や支援技術を高め、行動制限や身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で支援の質の向上に取り組む必要があります。

虐待の小さな芽を見逃さないことが大切

支援について話し合える風通しの良い職場作りを

虐待防止とは、より質の高い支援を目指すこと

